



2022年8月5日

各 位

会 社 名	株式会社インテージホールディングス
代表者名	代表取締役社長 石塚 純晃 (コード番号 4326 東証プライム市場)
問合せ先	取締役 池谷 憲司
電話番号	03 - 5294 - 7411 (代表)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2022年9月開催予定の第50回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

本制度は、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）（以下「対象取締役」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

本制度の導入に当たっては、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することとなるため、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

なお、①2016年6月17日開催の第44回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額は年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいております。また、②2019年6月26日開催の第47回定時株主総会において、上記①の報酬枠とは別枠で、業績連動型株式報酬制度の対象者（当社及び当社グループ会社の取締役（当社については、社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）及び執行役員（当社及び当社グループ会社と雇用契約を締結している執行役員を除く）をいいます。）に対して当社株式等（当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭をいいます。）の給付を行うための当社株式の取得資金として、対象期間（2020年6月末日で終了する事業年度から2024年6月末日で終了する事業年度までの5事業年度及び当該期間経過後に開始する5事業年度毎の期間のそれぞれの期間をいいます。）毎に、480百万円を上限とした金員を信託に拠出した上で、原則として1ポイントあたり当社普通株式1株に換算されるポイントを対象期間毎に400,000ポイントを上限として付与し、原則として退任時に当社株式を交付することについて、ご承認をいただいております。

本株主総会においては、本制度を新たに導入し、当社の対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を上記①の報酬枠の範囲内にて設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。譲渡制限付株式報酬制度は、退任時に株式を交付する上記の業績連動型株式報酬制度と異なり、対象取締役に対し、株式を早期に付与した上で一定期間の譲渡制限を課すものであり、業績連動型株式報酬制度に加えて導入することで、より一層対象取締役と株主の皆様との価値共有に資するものと考えております。

2. 本制度の概要

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭債権の総額は、年額90百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とし、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年50,000株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整いたします。）といたします。

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定いたします。なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、報酬委員会での審議を経て取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間において、①一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

なお、本株主総会において本制度に関する議案が承認可決されることを条件に、当社の取締役を兼務しない執行役員（当社と雇用契約を締結している執行役員を除く）に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。

以 上